

この申請書は、住居表示実施区域(裏面記載)内において住所を決定するため、生活総務課へお早めに(棟上げ前に)提出してください。

※ 現地調査から住所の決定まで約1週間かかります。

処 理 No. \_\_\_\_\_

受 付	現地調査	通 知
月 日	月 日	月 日

## 住 居 表 示 申 請 書

(宛先) 秋 田 市 長

年 月 日

申請人 住所 (建築主) 氏名	(電 話 ) (携 帯 電 話 )
※ 代理の場合および連絡先が上記と異なる場合は、こちらもご記入下さい	
住 所	(電 話 )
会社名(担当者名)	(携 帯 電 話 )

秋田市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、添付書類を添えて申請します。

1	新 築 ・ 改 築 ( 建替の場合は、改築に○をしてください )	
2	ふりがな 氏名または施設の名称	
3	用 途 (該当する建物に○をする)	1 住 宅   2 貸 家   3 マンション   4 アパート(共同住宅) 5 店 舗   6 事 務 所   7 倉 庫   8 工 場 9 その他 ( )
4	所 在 地 (登記簿上の土地地番)	秋田市
5	建物等の棟上げ予定 (なるべく正確な日付を記入)	年 月 日      竣工予定      年 月 日
6	添付書類 ・ 付近案内図 (現地調査に行くため、隣家や街角の建物がわかる住宅地図等を添付) ・ 建物配置図 (縮尺を変えないこと) ※ 地積測量図等の写しを添付してもらう場合があります	

住 所 } 居 所 } の 表 示 施設の場所 }	秋田市	番 号
	( この欄は記入しないでください )	

住居表示についてのお問い合わせは、下記までどうぞ。

秋 田 市 生 活 総 務 課  
(市役所1F 柱番号1-1)

TEL 018-888-5625 (直通)  
FAX 018-888-5623 (直通)

## 住居表示実施区域 ①・② (申請が必要な区域)

① 全域で実施	
旭川、大住、大町、御野場、卸町、川元、旭南、旭北、港北、高陽、桜、桜台、山王、将軍野、千秋、手形山、中通、茨島、東通、保戸野、南通、向浜、横森、御所野（堤台は一丁目のみ）、南ヶ丘	
② 記載の町名の区域で実施	
新屋	新屋大川町、新屋扇町、新屋表町、新屋勝平町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋鳥木町、新屋比内町、新屋日吉町、新屋船場町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋元町、新屋豊町、新屋割山町、新屋沖田町、新屋前野町、新屋高美町、新屋渋谷町、新屋田尻沢東町、新屋田尻沢中町、新屋田尻沢西町、新屋天秤野、新屋朝日町、新屋松美ガ丘東町、新屋松美ガ丘南町、新屋松美ガ丘北町、新屋勝平台、新屋下川原町、新屋北浜町
飯島	飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島文京町、飯島長野中町、飯島長野本町、飯島穀丁、飯島道東一丁目～三丁目、飯島川端一丁目～三丁目、飯島鼠田一丁目～四丁目、飯島飯田一丁目～二丁目、飯島西袋一丁目～三丁目、飯島新町一丁目～三丁目、飯島長野上町
泉	泉東町、泉馬場、泉三嶽根、泉一ノ坪、泉釜ノ町、泉菅野一丁目～二丁目、泉北一丁目～四丁目、泉中央一丁目～六丁目、泉南一丁目～三丁目
牛島	牛島東一丁目～七丁目、牛島西一丁目～四丁目、牛島南一丁目～二丁目
川尻	川尻上野町、川尻新川町、川尻総社町、川尻みよし町、川尻若葉町、川尻大川町、川尻御休町
外旭川	外旭川八幡田一丁目～二丁目、外旭川八柳一丁目～三丁目
土崎港	土崎港中央一丁目～七丁目、土崎港東一丁目～四丁目、土崎港西一丁目～五丁目、土崎港南一丁目～三丁目、土崎港北一丁目～七丁目
手形	手形からみでん、手形学園町、手形休下町、手形新栄町、手形住吉町、手形田中、手形山崎町
寺内	寺内堂ノ沢一丁目～三丁目、寺内油田一丁目～三丁目、寺内蛭根一丁目～三丁目、寺内高野、寺内児桜一丁目～三丁目、寺内鶉ノ木、寺内大畑、寺内焼山、寺内後城、寺内大小路、寺内神屋敷
檜山	檜山登町、檜山南中町、檜山本町、檜山佐竹町、檜山大元町、檜山城南町、檜山太田町、檜山金照町、檜山共和町、檜山川口境、檜山愛宕下、檜山石塚町、檜山城南新町
仁井田	仁井田福島一丁目～二丁目、仁井田二ツ屋一丁目～二丁目、仁井田緑町、仁井田瀉中町、仁井田露見町、仁井田栄町、仁井田小中島、仁井田新田一丁目～三丁目、仁井田本町一丁目～六丁目、仁井田目長田一丁目～三丁目
八橋	八橋イサノ一丁目～二丁目、八橋大畑一丁目～二丁目、八橋鯨沼町、八橋大沼町、八橋田五郎一丁目～二丁目、八橋三和町、八橋新川向、八橋本町一丁目～六丁目、八橋運動公園、八橋南一丁目～二丁目、八橋大道東